

北河内こども夜間救急センター

令和6年度予算の修正及び 診療時間の延長について

北河内こども夜間救急センターの概要

北河内こども夜間救急センター（旧：北河内夜間救急センター、以下「救急センター」という。）は、昭和55年に守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市の北河内7市で「北河内夜間救急センター協議会」を設置し、軽症患者を診療する診療所として、**寝屋川市で運営を開始**しました。

しかし、当時の全国的な医師不足により医師は疲弊し、救急センターにおいても、小児科医の確保が困難な状況となってきたことから、小児救急医療体制が引き続き維持できるよう、救急センターを市立枚方市民病院（平成26年9月より市立ひらかた病院）に隣接する**枚方市立保健センター（平成26年4月より枚方市保健センター）内へ移設**し、限られた小児科医師が効率的に診療できるよう、医療資源の集約化を図るため、平成22年11月から、枚方市において新たな救急センターでの診療をスタートしました。

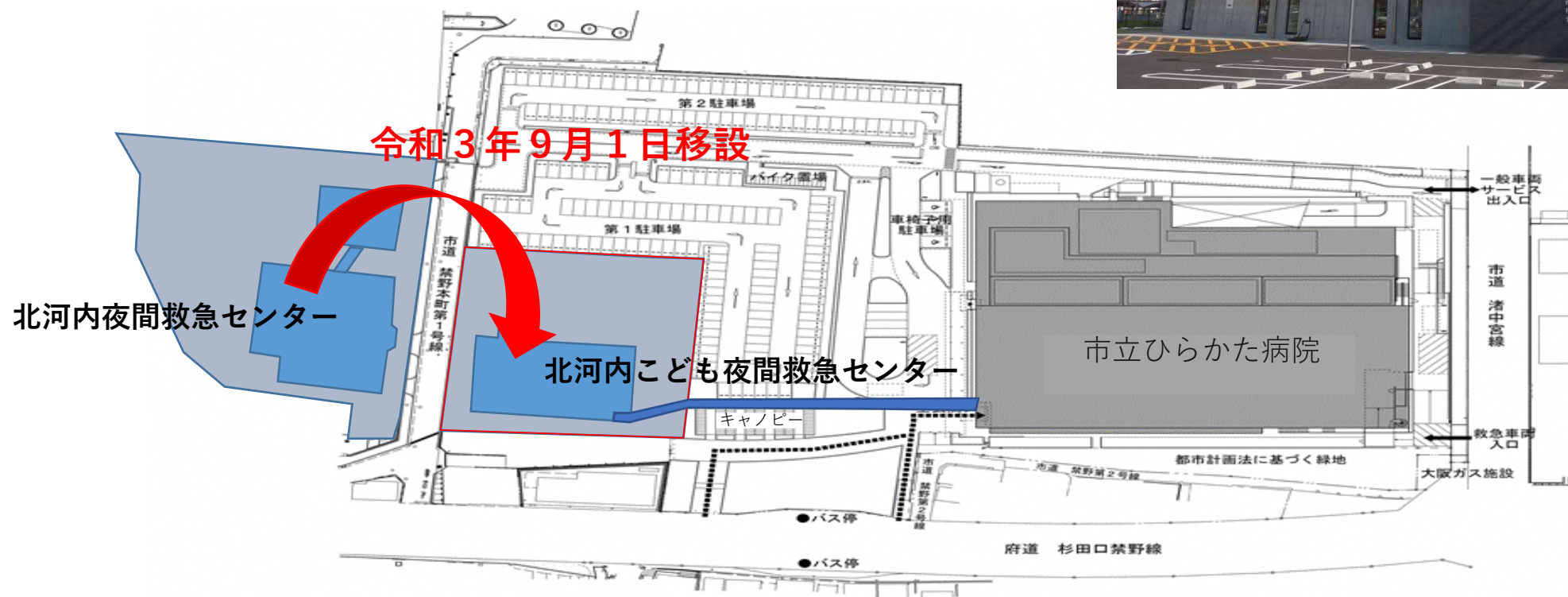
令和3年（2021年）9月1日から市立ひらかた病院に隣接する枚方市医師会館に移設し、小児専門の夜間救急センターであることが明確にわかるようにするため、診療所名を「北河内こども夜間救急センター」に改称しました。

運営：北河内夜間救急センター協議会（「地方自治法第252条の2の2」の規定による）
【構成：守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市】

【所在地等】

所在地 枚方市禁野本町2丁目14-16
(枚方市医師会館1階)

診療科目 小児科 (中学3年生まで)
診療時間 毎日 午後9時～翌午前6時まで
電話番号 072-840-7555

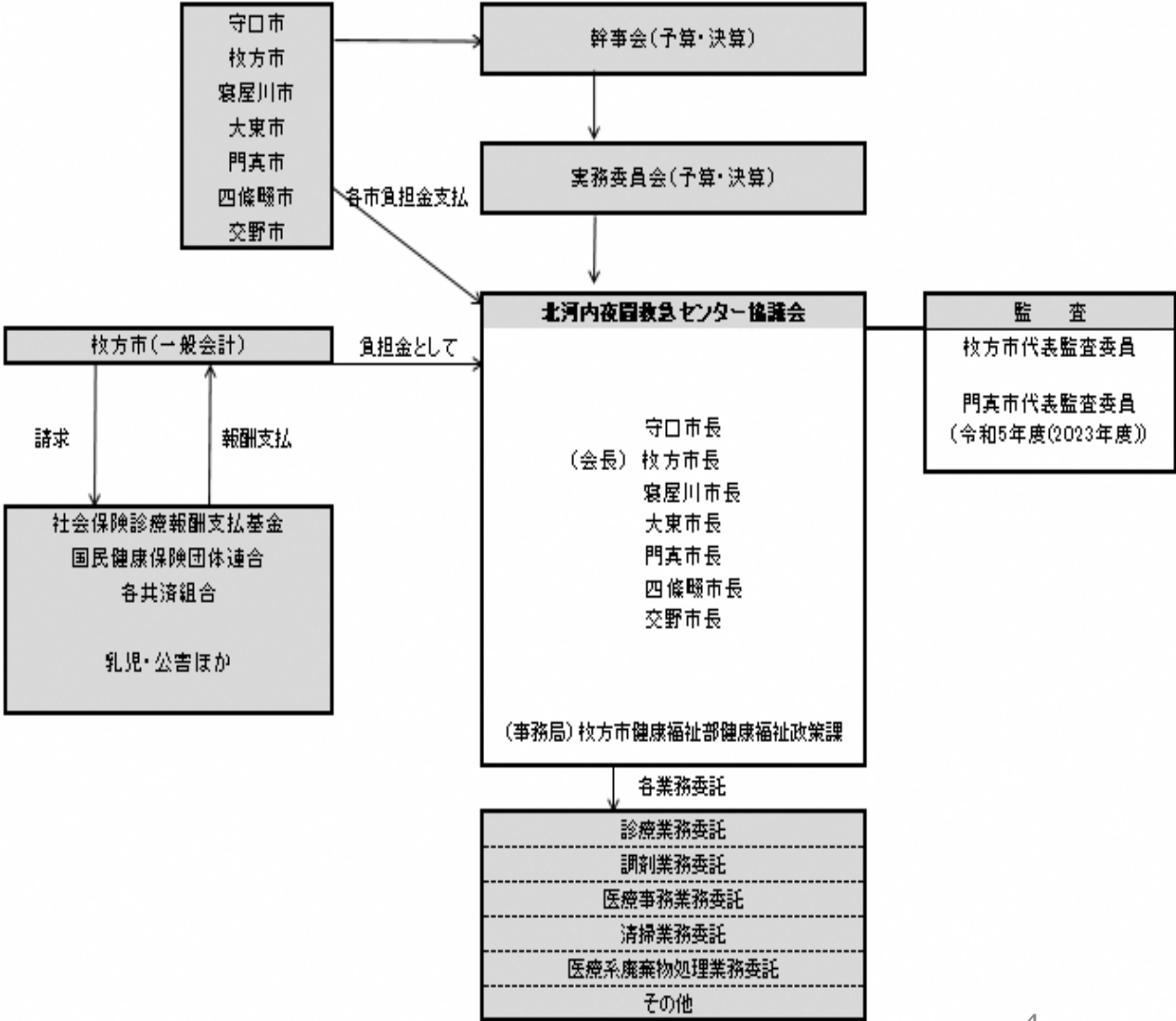


協議会体制・出務体制

曜日	出務者	
月曜日	関西医科大学	看2・薬1・医事2
火曜日	大阪医科薬科大学	看2・薬1・医事2
水曜日	大阪医科薬科大学	看2・薬1・医事2
木曜日	関西医科大学	看2・薬1・医事2
金曜日	大阪医科薬科大学	看2・薬1・医事2
土曜日	河北医師会連合※ 公募医師	看3・薬1.5・医事2
日曜日	谷内医師 淀川キリスト教病院 (R6～ 関西医科大学)	看3・薬1.5・医事2

※第2土曜日のみ関西医科大学と大阪医科薬科大学で交互に出務

北河内夜間救急センター協議会管理執行図



医師の働き方改革について

平成30年（2018年）7月6日交付の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、勤務医に対する時間外労働規制が令和6年（2024年）4月1日から適用。

**医師の働く環境を整備し、
医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく。**

改革のポイント

- ①時間外労働の上限規制（原則時間外 年960時間 月100時間未満）
- ②医療機関勤務環境評価センターの設置
- ③追加的健康確保措置

法改正により義務化

- 連続勤務時間制限28時間
- 勤務間インターバル9時間(終業時刻から次の始業時刻までの休息時間)
- 代償休息(休息時間にやむを得ず従事した労働時間と同じ時間の休息時間)

宿日直許可について

労働基準法では、労働基準監督署長の許可を受けた医療機関は、労働時間規制の適用を除外する「宿日直許可制度」※について規定。

※宿日直許可制度

常態としてほとんど労働することがなく、労働時間規制を適用しなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直又は日直の勤務で断続的な業務（基本的に当直室で待機するだけの比較的ゆったりとした勤務）については、労働基準監督署長の許可を受けた場合に労働時間規制を適用除外とするもの。

宿日直許可の有無が医師の診療時間に大きく影響



宿日直許可の申請手続きをすすめる

宿日直許可申請にあたっての課題

労基からの指摘

- ①雇用主（使用者）に宿日直許可を与えるものであり、北河内こども夜間救急センターと医師との雇用関係が不明確
- ②21時～22時は患者数が多く宿日直許可取得は困難

対応案

- ①雇用関係を明確化するための整理
 - ・雇用条件通知書の発出
 - ・税務署への届出
 - ・各医師会と締結している協定書・覚書の見直し
- ②現状 22時～翌6時（8時間）で宿日直許可申請



協定書及び覚書の見直しについて

雇用関係を明確にするために、各医師会と締結してる協定書・覚書を見直し、北河内夜間救急センター協議会として直接給与（出務費）を支出する運用に変更を行いました。

協定書・覚書の見直しポイント

【見直し前】

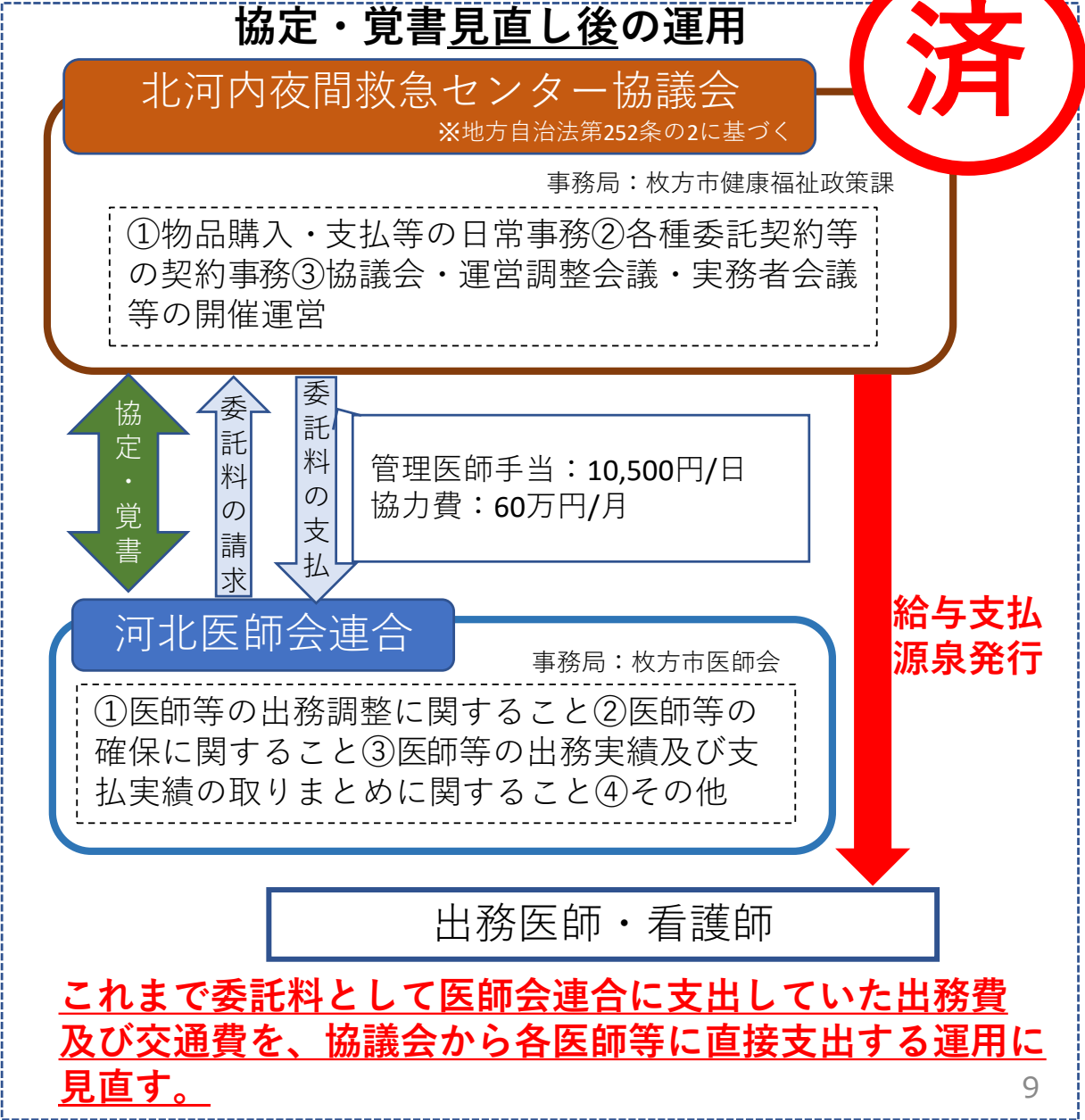
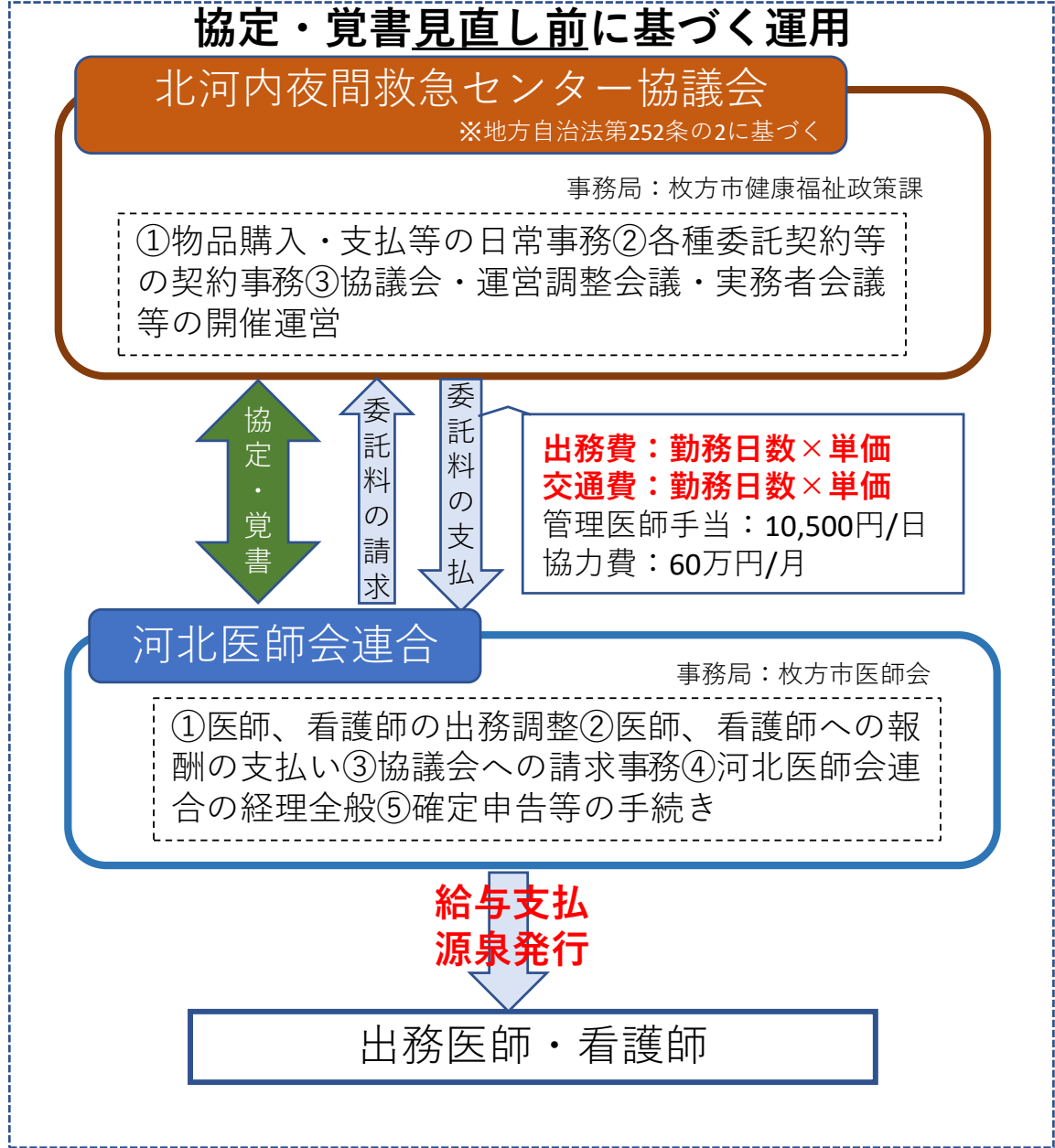
- ① 医師及び看護師の出務費については、河北医師会連合が実績を取りまとめ、診療業務実施にあたり必要な協力費とあわせて協議会に請求
- ② 協議会は①の請求を受けて、委託料として河北医師会連合に支出。
- ③ 河北医師会連合は②で受けた委託料のうち、出務費分を医師及び看護師に支出



【見直し後】

- ① 河北医師会連合は、診療業務実施にあたり必要な協力費のみを協議会に請求
- ② 協議会は①の協力に必要な費用を委託料として、河北医師会連合に支出

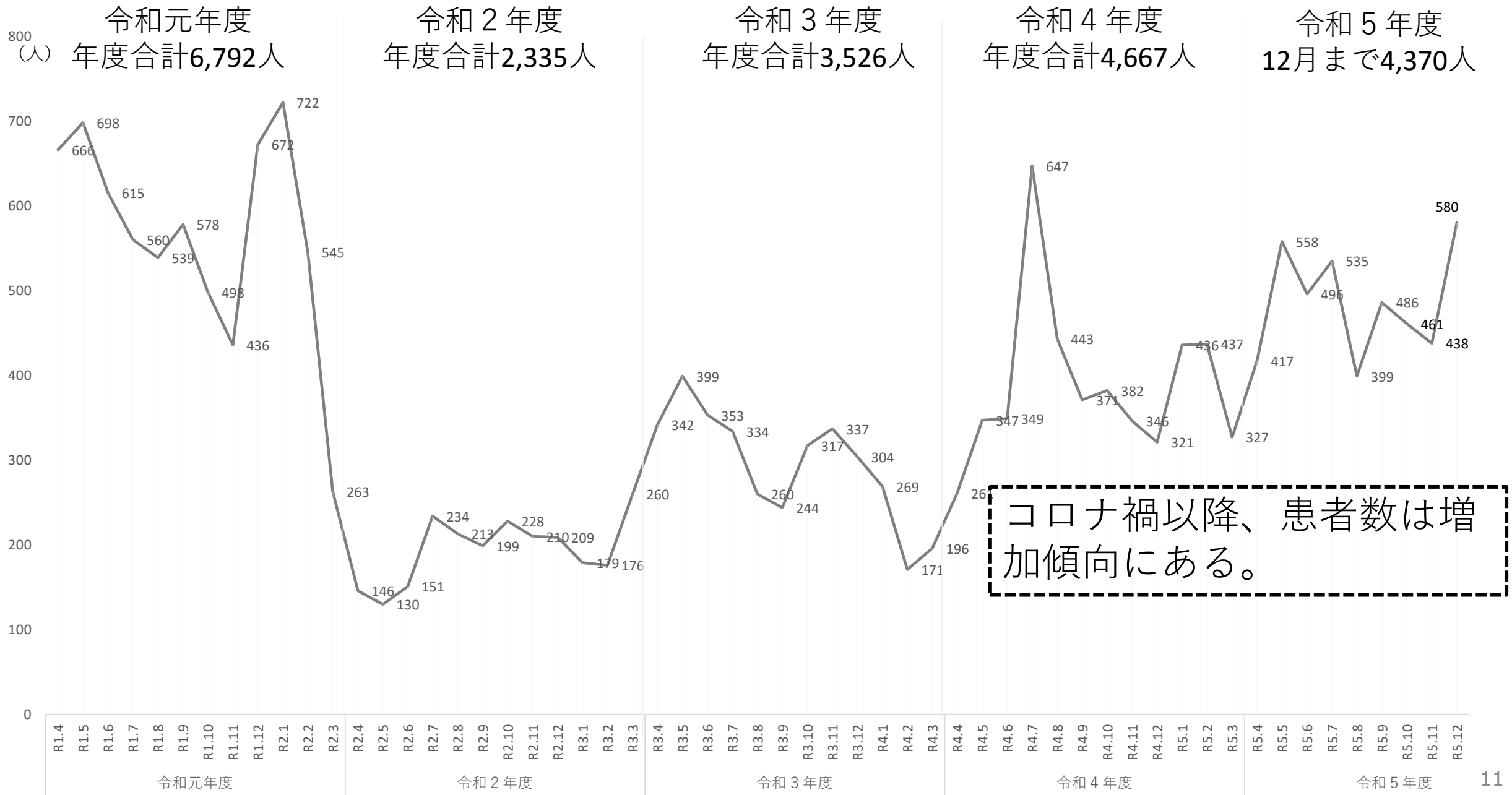
見直し後の運用方法



令和6年度 予算書 新旧比較表

新					旧				
3. 歳 出 第1款 事務費 (項) 1. 事務費					3. 歳 出 第1款 事務費 (項) 1. 事務費				
目	本年度 予算額	節		説 明	目	本年度 予算額	節		説 明
		区 分	金 額				区 分	金 額	
1. 一般 管理費	195,757 千円	2.給料	140,870 千円	140,870 千円	1. 一般 管理費	195,757 千円	—	— 千円	— 千円
		8.報償費	15	15			8.報償費	15	15
		9.旅費	10	10			9.旅費	10	10
		13.委託料	33,308	委託料 33,308 千円			13.委託料	174,178 千円	委託料 174,178 千円
				診療業務委託料 12,135,750円					診療業務委託料 123,161,940円
				調剤業務委託料 4,504,500円					調剤業務委託料 34,348,490円
				医事業務委託料 13,173,600円					医事業務委託料 13,173,600円
				清掃業務委託料 1,980,000円					清掃業務委託料 1,980,000円
				クリーニング業務委託料 802,000円					クリーニング業務委託料 802,000円
				検査機器保守点検委託料 360,000円					検査機器保守点検委託料 360,000円
				一般廃棄物等処理委託料 159,600円					一般廃棄物等処理委託料 159,600円
				医療系廃棄物等処理委託料 192,000円					医療系廃棄物等処理委託料 192,000円
			195,757 千円					195,757 千円	

北河内こども夜間救急センター 患者推移



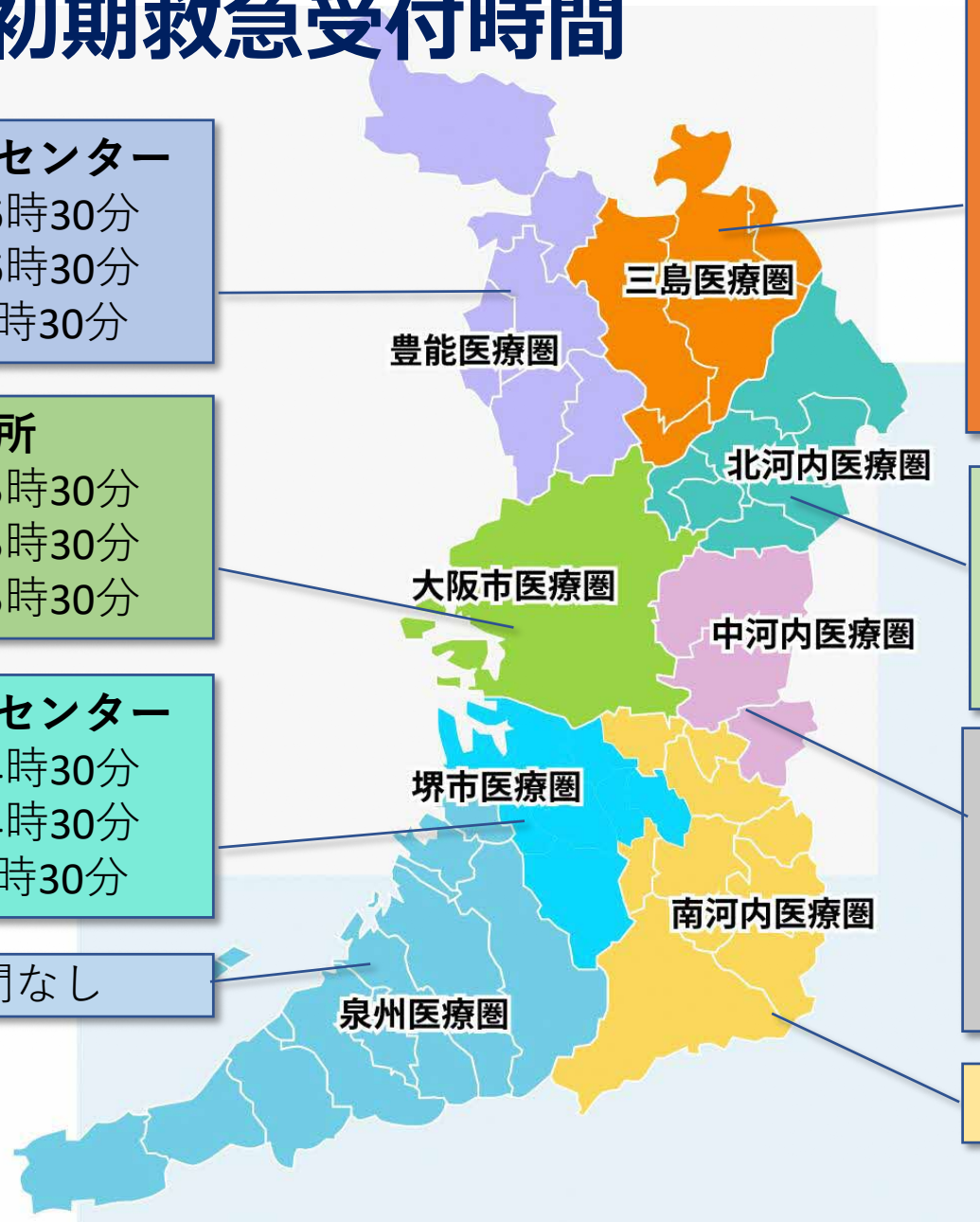
大阪府内小児初期救急受付時間

豊能広域こども救急センター
平日18時30分～翌6時30分
土曜14時30分～翌6時30分
休日8時30分～翌6時30分

中央急病診療所
平日22時00分～翌5時30分
土曜15時00分～翌5時30分
休日17時00分～翌5時30分

堺市こども急病診療センター
平日20時30分～翌4時30分
土曜17時30分～翌4時30分
休日9時30分～翌4時30分

小児初期救急夜間なし



高槻島本夜間休日応急診療所
平日20時30分～翌6時30分
土曜14時30分～翌6時30分
休日9時30分～翌6時30分
【参考】
午前6時台受診者数
108人(令和5年4月～12月)

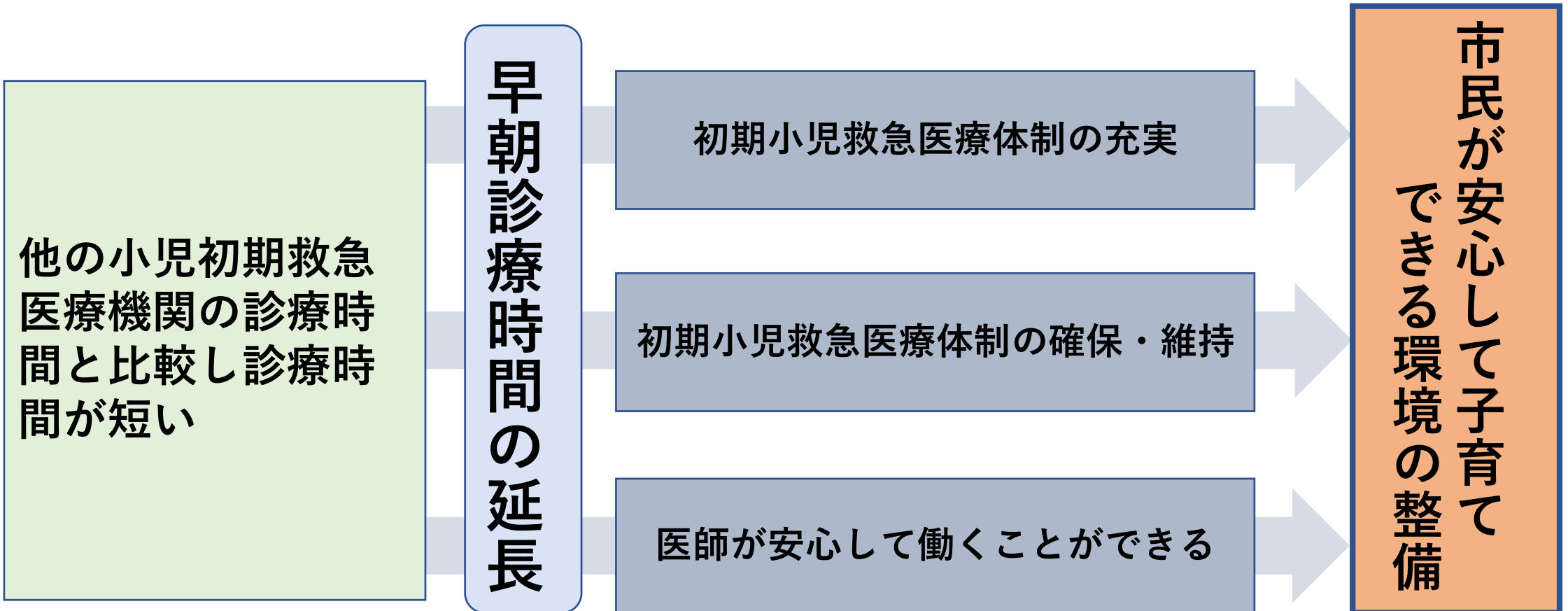
北河内こども夜間救急センター
平日20時30分～翌5時30分
土曜20時30分～翌5時30分
休日20時30分～翌5時30分

中河内小児初期救急広域事業
市立東大阪医療センター
河内総合病院
八尾市立病院
～翌8時00分または8時30分

小児初期救急夜間なし

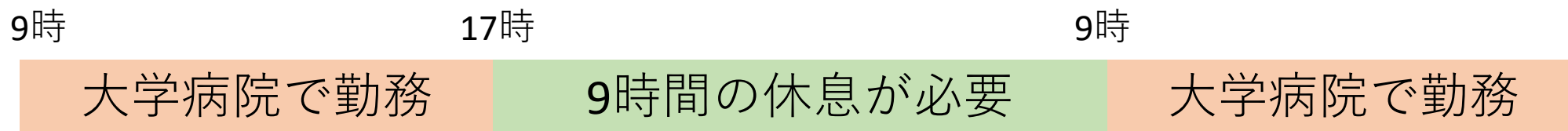
小児初期救急医療体制の充実

北河内こども夜間救急センターの早朝時間(午前6時～7時)の診療時間を延長し医療体制の充実を図る。



勤務間インターバルの課題

勤務間インターバル9時間が義務化



Q.宿日直許可を得た医療機関での勤務はインターバル(休息時間)となるのか？

A.宿日直許可を得た宿日直について、24時間を経過するまでに**連続して9時間以上従事する場合には**、9時間の連続した休息が確保されたものとみなし、勤務間インターバルに充てることができる。

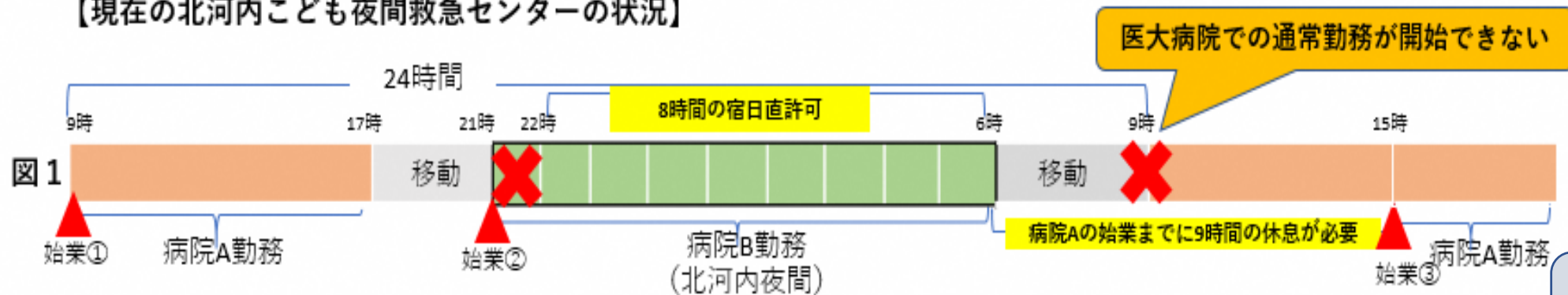
北河内こども夜間救急センターの場合はどうなるのか？

勤務間インターバルに対する 北河内こども夜間救急センターの現状について

主たる勤務先の病院A（医大病院）と副業・兼業先の病院B（北河内夜間）で勤務する場合

病院Bで宿日直を行う場合は、病院Aにおける始業から24時間以内に病院Bにおいて9時間以上の宿日直許可のある宿日直に従事することが必要（そうでなければ、診療明けの医大病院での通常勤務が開始できない）

【現在の北河内こども夜間救急センターの状況】



【宿日直許可取得に対する各医局の意見】

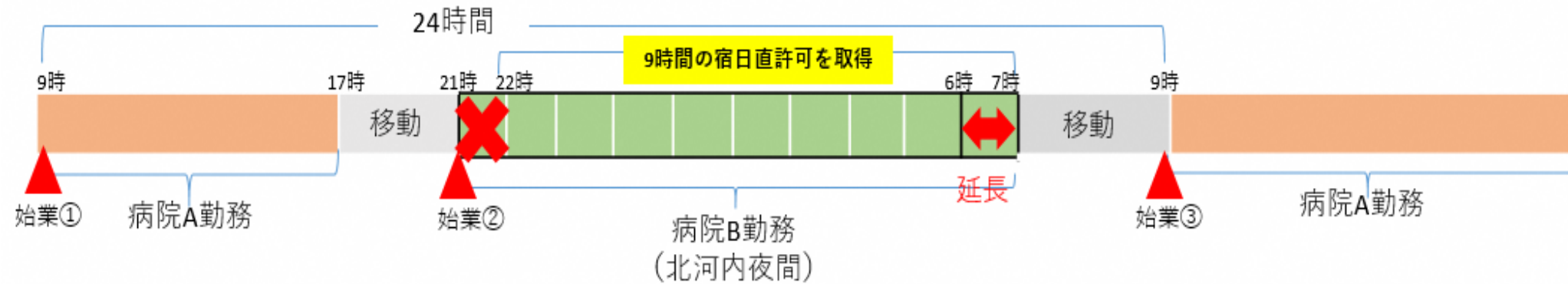
関西医大：4月からの宿日直許可は無理としても、早い段階で9時間の宿日直許可の取得を希望。その取得時期を示すとともに、宿日直許可までの間の派遣依頼の提出を。

大阪医薬大：地域医療に支障を生じさせるわけにはいかないことは理解しているが調整ができるのか内部で相談（早期の取得を希望）。

文書で示してほしい・・・

早めに手続きを・・・

宿日直許可時間に対する対応について



早朝時間延長をすることで、9時間の宿日直許可取得が可能

費目振替に伴う消費税について

医師、看護師、薬剤師に係る報酬支払いを協議会として実施することで消費税分が不要となり約 12,800 千円の圧縮が可能

【診療業務委託】

R6 当初（これまでの考え方）

	出務費等	消費税額	計
医 師	76,109,700 円	7,610,970 円	83,720,670 円
看護師	24,823,200 円	2,482,320 円	27,305,520 円
管理医 手 当	3,832,500 円	383,250 円	4,215,750 円
協力費	7,200,000 円	720,000 円	7,920,000 円
			123,161,940 円

体制見直し後（出務に関する業務を協議会が直接実施）

出務費等	消費税額	計
76,109,700 円	—	76,109,700 円
24,823,200 円	—	24,823,200 円
3,832,500 円	383,250 円	4,215,750 円
7,200,000 円	720,000 円	7,920,000 円
		113,068,650 円 ▲10,093,290 円

診療業務委託の範囲

【調剤業務委託】

	出務費等	消費税額	計
薬剤師	27,130,900 円	2,713,090 円	29,843,990 円
管 理 業 剤 師 手 当	1,095,000 円	109,500 円	1,204,500 円
協力費	3,000,000 円	300,000 円	3,300,000 円
			34,348,490 円

出務費等	消費税額	計
27,130,900 円	—	27,130,900 円
1,095,000 円	109,500 円	1,204,500 円
3,000,000 円	300,000 円	3,300,000 円
		31,635,400 円 ▲2,713,090 円

調剤業務委託の範囲

今後のスケジュール（案）

開設時間延長による増額分は協定変更による差額（消費税分）で対応し、各市負担金増額による補正予算要求なし

9月1日から
診療時間延長開始

月 手続	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
会議等	19日協議会 延長方針承認				幹事会/協議会 決算補正等				
従事者 確保等	薬剤師会協定 締結/医師会 協議（※）			各市議会報告後に 雇用通知書発出/延長後の出務調整			こども医療体制の拡充 （診療時間：21時から翌朝7時）		
医事業務 委託調整	時間延長にかかる 現行事業者との協議		◎	変更契約締結/受付従事者等調整					
			×	契約解除	入札手続	契約/引継			
周知等			議会報告	市民周知（各市広報・SNS等）					
行政 手続				保健所・近畿厚生局への変更届					
労基 関連							出務実績 患者数等記録	宿日直許可 申請（9時間）	許可取得 （許可時間：22時から翌朝7時）

（※）薬剤師会との協定締結は4月1日付で実施予定。9月の診療時間延長については、協定再締結は不要だが、7市医師会への説明は必要。